

# 3

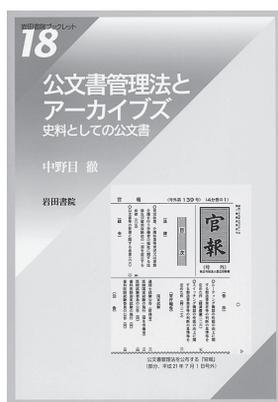
[書評 | review]

中野目徹

## 『公文書管理法とアーカイブズ——史料としての公文書』

Toru Nakanome, *Kobunshokanribo to Archives: Shiryo toshiteno Kobunsho*

藤村涼子 | Ryoko Fujimura



中野目徹『公文書管理法とアーカイブズ——史料としての公文書』

岩田書院ブックレット18 アーカイブズ系 A-18

岩田書院/2015年4月/A5判/120頁/1,600円+税

公文書管理法下におけるアーカイブズと歴史学との関係を交通整理したコンパクトなブックレットである。はしがきによれば、「永久保存価値を有する資料としてのアーカイブズとは何か、歴史学の素材としての公文書とは何かということに日頃から関心を抱いている比較的若い読者—公文書館等の専門職員や歴史学、アーカイブズ学その他の研究者をはじめ、アーカイブズと史料に何らかの興味を有するすべての方々」が、その読者として想定されている。

著者の中野目徹氏(筑波大学人文社会系教授)は、1986年から1992年まで国立公文書館勤務の経験を持つ歴史研究者である。つまり公文書等を保存し提供する側と歴史研究のためにそれらを利用する側、双方に身を置いたことのある立場から書かれている。

本書は、情報公開法が制定され公文書やアーカイブズをめぐる状況が大きく変化した2000年から、公文書管理法が全面施行された2011年をまたいで2014年春までの15年間に執筆された文章を集めたものである。構成としては、全体が3部に分かれており、1部および2部に計6本の論文が、3部には書評5本が配された形である。

第1部では公文書概念と公文書管理体制を丁寧に整理しながら、史料とアーカイブズの二重性について扱うための議論の土台を用意している。第2部では著者の本領である近代史料学の成果のエッセンスが惜みなく投下されている。第3部はそれぞれ検討対象もアーカイブズへのスタンスも異なる5冊を紹介している。一書にまとめることを意図せず、折々に執筆された書評ではあるが、通して読むと著者の史料およびアーカイブズへのまなざしの一貫性が強く感じられるようにできている。

詳しい章構成は表1のとおりである。

表1 — 本書の構成

はしがき	
第1部	公文書管理法の制定とアーカイブズをめぐる「歴史公文書等」とは何か
	第1章 公文書とは何か
	第2章 アーカイブズと史料
	第3章 公文書管理法と歴史学研究
	第4章 公文書・私文書の活用と近代史研究
第2部	近現代史料としての公文書の発生と保存—我が国の中央行政機関を例にして
	第5章 公式制度の変遷と太政官・内閣における公文書管理
	第6章 内閣記録局における公文書の編纂と保存
第3部	公文書/アーカイブズ/史料をめぐる課題—5冊の著書への書評をととして
	第7章 鈴江英一著『近現代史料の管理と史料認識』
	第8章 青山英幸著『記録から記録史料へ—アーカイバル・コントロール論序説』
	第9章 大石学編『近世公文書論—公文書システムの形成と発展』
	第10章 丑木幸男著『戸長役場史料の研究』
	第11章 瀬畑源著『公文書をつかう—公文書管理制度と歴史研究』

## 2 — 章毎の概要

はしがきにおいて、本書の刊行目的が提示されている。公文書館勤務経験を持つ歴史研究者として中野目氏は、公文書管理法制定の意義を認めつつも、「むしろアーカイブズとは何か、史料としての公文書とは何かという基本的な問題は置き去りにされたまま」であるとし、「公文書館法(昭62法115)や公文書管理法でいう「歴史資料」と、歴史学の素材としての史料の関係について整理しておきたい」と述べている。

第1部は議論の前提となる基本事項の確認である。第1章では公文書概念の整理を行い、公文書の歴史の変遷について簡潔に振り返っている。そして文書行政における三過程、文書処理・文書施行・文書保存の各過程がもつコミュニケーション機能に着目し、公

文書が時間軸をもった重層的な構造であることを示している。

第2章ではアーカイブズと史料の関係の整理が試みられているが、かなり錯綜した状況であることが読み取れる。歴史研究者の視点から見ると、史料とは歴史研究者による学問的批判を経た歴史学の素材である。近年、史料概念が多様化しており、公文書やアーカイブズはその一部に過ぎなくなっている。史料は公文書館の中にも外にも存在しており、歴史研究者にとってはそれらがどこに所蔵されていようと調査を試みる対象となるのである。一方、アーカイブズとは歴史的価値・証拠的価値・美術的価値等により永久保存価値を認められた資料とされている。端的にいうと史料以外も含まれており、アーカイブズ=史料とは言えない。本章以外にも随所で強調されている点である。

さて、ここに公文書管理法体制が絡むことで錯綜した状況が生まれている。公文書館の存在を前提としており、民間所在の古文書・私文書は適用対象外となっている。そして公文書管理法でいう「歴史資料」は、現用段階から非現用段階にまで範囲が及ぶ。歴史資料として重要な価値を持つ文書「歴史公文書等」が公文書館に移管されることで「特定歴史公文書等」となり永久保存される。移管前の現用段階にも潜在的にアーカイブズとなりうる「歴史資料」が含まれているとする点が同法の評価ポイントでもあり、錯綜を生む原因ともなっていると言えよう。では「歴史資料」とは何かを考えると、「作成から一定の「時の経過」を経て発生時に付与された本来の価値が減少し、活動の検証や歴史的事実の記録その他の価値の側面が徐々に増大した文書」であるというのが著者の定義づけである。

第3章では歴史学研究にとって公文書管理法が有する意味を概観しつつ、法制定過程と歴史学界の対応、歴史学界から見た同

法の意義と問題点について述べられている。歴史研究者は、公文書等を歴史学の素材として利用するだけでなく「何が「歴史資料として重要」なのかという評価・選別基準を策定する場合の歴史的価値の源泉を提示していく」べきという主張は、提供者と利用者双方の立場を知る著者ならではの見識と言える。そして公文書管理法制定により、文書の現用段階まで歴史的価値の判断が求められることになったため、歴史学が関わる範囲は拡大している、とも指摘している。ただ実際には、法制化作業開始以降、歴史学界の関心は低調であった。公文書館法成立へ向けた運動の中で歴史学界が果たした役割と比較すると、今回の立法化において歴史学界が担った役割は小さかったと概括される。公文書管理法の意義については、「現用文書の管理から公文書等における保存・利用までの一連のプロセスを一貫するものとして位置づけた点」を挙げており、歴史学の素材の残存可能性を高めた点についても評価している。ただし実質的に公文書管理法体制を機能させるためには、国立公文書館の体制強化、専門職員養成、中間書庫システムの導入が重要なポイントとなると指摘している。

第4章では歴史研究者の視点から、三つの話題を軸に論を進めている。一つは公文書と私文書の概念整理で、第1章・第2章の記述と重複する部分がある。二つめは近代史研究における公文書の活用について。歴史研究者が公文書等を史料として用いて知りたいのは、組織の意思決定過程とそこに添付されている要望書や参考資料等の内容であるという。著者は前職で「諸雑公文書」の整理を手がけた経験を引きながら、公文書管理法において文書施行の過程についての定めがない点を問題視しており、公文書館等関係機関に対し、公文書の選別・移管の際には処

理過程の実態がわかるような文書を残してはほしいと要請している。三つめは私文書へのアクセスについてである。私文書の所在情報へのアクセス、整理と利用のスキル、史料自体の存否という問題を取り上げている。歴史学研究にとって、公文書も私文書も等しく歴史認識を得るための素材である。従って公文書管理法施行後も私文書軽視とならぬようその保存について気を配ってほしいというのが、歴史資料取扱機関へ向けた著者の願いである。

第2部は、著者が前職で携わった国の行政機関の公文書とその管理の全体像を解明しようとした史料集の解説と論文で構成されている。第5章では、近代日本における公式制度の変遷と、太政官・内閣の公文書管理制度の概要について、第6章では内閣記録局における公文書管理について論じられている。公式制度と文書管理制度の関係について言及した後、現行の公文書管理法は公式制度の整備について一切規定がない点を不備だと訴えている。また、国立公文書館が所蔵する膨大な「特定歴史公文書等」を利用するには、本章で見てきたような公式制度と公文書管理制度に関わる法令・規則に通じていることが不可欠だと述べている。これから実際に国立公文書館を利用したいが、どう探したらよいかわからないという初学者にとってこの第2部は、公文書の全体像をコンパクトに提示してくれる心強いガイドとなろう。

第3部は公文書/アーカイブズ/史料とそれらの管理体制等について論じた5冊への書評から成っている。いずれも良書・大著揃いだが、アーカイブズ学がどのようなものかを概観したい、公文書管理体制についての基本的事項を押さえたい等の入門者向けとしては、第8章・第11章で評されている著作が手に取りやすいだろう。

第8章の青山英幸著『記録から記録史料

へ——アーカイバル・コントロール論序説』は、文書館学・記録史料学の分野で積極的発言を続けてきた青山氏が、1989年から2000年までに発表した論文と報告9本を一書にまとめたものである。「図書館学の新しい手法を援用しながら、文書館学・記録史料学の最近の1990年代以来10数年間の成果を「アーカイバル・コントロール論」の提唱の下に再構築しようとした問題提起の書として読むことができる」と中野目氏は概括している。アーカイブズの「もの」と「情報」の両面からのコントロールについて考える際、刊行から13年が経過した現在においても、本書は抛りどころとなりうる。

第11章は瀬畑源著『公文書をつかう——公文書管理制度と歴史研究』を紹介している。本書は公文書管理法制定に合わせて執筆されたものであるが、瀬畑氏の天皇制についての歴史研究や公文書公開をめぐる裁判のなかで得られた知見がいかにも展開されているかという観点から読まれるべきものと注意を促している。いまのところ類書がなく「新たな公文書管理体制に対して「歴史研究者」の立場から初めて全体的な検討を加えた研究書として大きな意義を有する」として高く評価している。必ずしも瀬畑氏の論点すべてに触れられてはいないが、中野目氏が課題として挙げたポイントを見ると、瀬畑氏との歴史研究者としての見解の違い、公文書管理制度に対し抱える氏の問題意識の在り処が浮かび上がってくる。

### 3 —— 本書の意義と課題

本書は小冊ながら公文書管理制度と史料、アーカイブズの関係について丁寧に解きほぐされており、まさに著者が「はしがき」で掲げていたとおり、アーカイブズと史料について何らかの関心を抱く初学者に対しての良き入門書

となっている。著者は提供者と利用者双方の立場を知る者として、アーカイブズである公文書/史料としての公文書という二重性を強調しながら、近代史研究において公文書が持つ意味を丹念に検討している。

ただ評者から見て気になった点として、書き下ろし部分がなく本書をとおして総括・結論に当たるものが見当たらない点を挙げたい。本書を読み通せば、著者が公文書に注ぐ二重の視点が理解できるようになってはいるが、その二重性をまとめあげた上で今一度、公文書管理体制とアーカイブズをめぐる課題を明示

するとさらに主張が明確になったのではないだろうか。

しかしながら、本書が公文書の利用者と提供者との架橋の役割を果たしたことは確実である。アーキビストあるいはそれを目指す者にとっては、利用者(の一部)である歴史研究者の視点の理解に役立ち、アーカイブズ機関の外に広がる史料の世界にまで視野が広がるだろう。また利用者にとっては、公文書管理体制を把握した上で、歴史研究者の立場からどうそれに関わるか、何を発信すべきかを考える示唆を与えてくれるものとする。